

市長所信表明（令和２年９月）

おはようございます。

本日、令和２年９月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、本年７月、九州地方や中部地方など広い地域に甚大な被害をもたらした「令和２年７月豪雨」により、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本市においては、徳島県からの要請を受け、７月２５日から２９日までの５日間、保健師１名を熊本県に派遣し、在宅避難をされている方々への訪問調査を行ってまいりました。

今後も、要請に応じた職員派遣など、できる限りの支援・協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための本市の取り組み」について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大には歯止めがかからず、いまだに収束の兆しは見ておりません。徳島県内でも、７月以降、感染者数が急激に増加し、現時点で１２８名の感染が確認されており、高齢者施設等におけるクラスターの発生、また、感染経路が不明のケースも見られるなど、予断を許さない深刻な状況が続いております。

本市においては、未だ感染者が確認されていない状況ではありますが、市民の皆様には、「感染リスクはどこにでも存在する」との危機感を強く持っていただき、これまで同様に、マスクの着用、換気や消毒の徹底、「3密」の回避、また、飲食店や店舗を利用する際には、感染予防対策が取られているか確認の上利用するなど、正しく恐れながら、「新しい生活様式」を実践していただくとともに、感染された方やそのご家族、医療従事者の方々などへの心ない言動は絶対に許されないことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

本市におけるこれまでの取り組みについてでございますが、

まず、国の緊急経済対策として、一人あたり一律10万円を支給いたしました「特別定額給付金」につきましては、辞退された方もいらっしゃったため、最終の支給率は99.6%となっております。

また、児童手当対象児童一人あたり1万円の「子育て世帯臨時特別給付金」につきましては、公務員以外の方々に支給率100%、公務員の方々についても、随時申請を受け付け、現在支給を行っているところでございます。

次に、飲食・宿泊・運輸事業者に対し、事業継続に向けた経営支援を行う「吉野川市事業者応援給付金」につきましては、現時点で、合計222件の申請があり、2,275万円の支給実績となっております。経済の回復が見通せない状況が続いておりますので、引き続き地域経済の下支えに努めてまいりたいと考えております。

さらに、「吉野川市児童生徒ステイホーム特別給付金」につきましては、小・中学校の臨時休業措置に伴う各家庭の負担軽減を図るため、市内在住の小・中学生全員に一人あたり1万円を支給しておりますが、本日（8月31日）が申請の締め切り日となっており、現時点で98.4%の支給手続きが完了しております。未申請の方は、本日中に教育委員会へ申請をお願いいたします。

続いて、各種イベント等の開催状況についてでございますが、

夏の風物詩である「納涼花火大会」と「阿波踊り大会」、また、「吉野川市文化祭」は、各実行委員会で協議を行った結果、中止と決定、「第20回吉野川市リバーサイドハーフマラソン大会」、「第44回吉野川市美郷一周駅伝大会」は次年度へ延期することといたしました。

また、例年大勢の見物客で賑わう「鴨島大菊人形・四国菊花品評会」につきましては、菊花品評会のみを開催することと決定されたところでございます。

なお、「美郷梅酒まつり」など、秋以降に行われる予定の恒例イベントの実施につきましても、今後開催されます各実行員会で決定されることとなりますので、決まり次第、市のホームページや広報よしのがわなどを通じて、市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の情勢を踏まえ、参加者や関係者の皆様、地域の方々への感染拡大防止のための措置ということでございますので、このような状況が一刻も早く収束することを願うとともに、次回開催に向け、市民の皆様には、これまでと同様のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、6月定例会において追加提案させていただきました、市民の皆様には1人3,000円分を、また、高校生以下の皆さんや新生児の方々などには3,000円を上乗せし6,000円分のクーポン券を配付する「おえクーポン事業」についてでございますが、現在、発送を順次行っているところでございますので、お手元に届くまで、今しばらくお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「おえクーポン」は、市内の取扱店舗のみで利用することができ、利用期間は明日、9月1日から来年1月31日までの5ヶ月間となっております。取扱店舗につきましては、現在、約190店舗から登録申請をいただいておりますが、今後も引き続き募集を行ってまいりますので、より多くの市内事業者の方々に登録いただくことで、市民の皆様の利便性向上と、地域経済の早期回復の一助に繋がるものと考えております。

それでは、最近の市政の動きについて申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本市独自の施策」についてであります。

まず1点目として、「高収益作物次期作応援給付金」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による需要の減少により、市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者に対し、応援給付金を支給するものです。

対象者は、国の農業支援制度であります「高収益作物次期作支援交付金」の申請をされた方々で、約330件を見込んでおり、支給額につきましては、それぞれ一律で、個人事業主が5万円、法人は20万円とし、9月下旬より、該当者の方々に申請書を発送する予定としております。

これにより、新型コロナウイルス感染症の収束後に向けた市内農業の生産体制強化を図りたいと考えております。

2点目として、「小・中学校、認定こども園等への全熱交換器の導入」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市内小・中学校は長期にわたり臨時休業を余儀なくされ、学校再開後は、授業時間の確保のため、夏期休業日が短縮され、子どもたちは、猛暑の中を学校で過ごすこととなりました。

本市では、県内市町村の中でも早い段階で、全ての普通教室にエアコンを導入しておりますが、新型コロナウイルス感染防止のため、授業中はエアコンを利用しながら、適時、窓を全開にし空気を入れ換える対策を講じており、このことが、児童生徒や教職員にとって負担になっていると聞いております。

そこで、教室の窓を閉めたままでも常に新鮮な空気を提供できるよう、「室内の汚れた空気を排出し、新鮮な外気をほどよく熱交換して、室内に取り入れる」全熱交換器を、換気機能の整備されていない市内の各小・中学校の普通教室等に導入することといたしました。換気機能が未整備の普通教室への全熱交換器の導入は、県内8市では初めてということになります。

導入後につきましては、この全熱交換器を有効に活用することで、児童生徒や教職員の負担や電気料金の軽減などの効率化が図られるとともに、児童生徒が快適な環境の中で学校生活を過ごすことで、学力向上に繋がるよう支援してまいりたいと考えております。

併せて、本市の認定こども園・保育所についても、新型コロナウイルスの感染防止対策として、換気機能が未整備の施設へ全熱交換器を導入することとし、換気環境の改善・向上を図ってまいります。

次に、「新ごみ処理施設整備事業」についてであります。

先の6月市議会定例会におきまして、施設建設の最終候補地を公表するとともに、候補地周辺地域の皆様に対して、書面による周知をした旨のご報告をさせていただきました。

徳島県内におきましては、現在、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にある状況ではございますが、幸い本市においては感染者が確認されていないこと、また、できる限り早い時期に周辺自治会の皆様に説明すべきであると考え、感染防止対策を徹底した上で、7月下旬から9月中旬までの間にかけて、自治会単位で説明会を開催し、候補地選定の経緯や本事業の概要につきまして説明をするとともに、私自身も、説明会に出席をし、直接地域の皆様方のご意見を伺いながら、本事業に対しますご理解をお願いしているところでございます。

また、施設整備にあたりましては、基本方針を始め、処理方式・処理規模などを決定する「基本構想・基本計画」につきましては、学識経験者・民間有識者並びに市議会代表者等で構成する検討委員会を設置し、効率性・経済性、さらには安定性に優れたごみ処理施設の建設を目指すべく、現在、策定を進めているところでございます。

今後も引き続き、地元を始め周辺自治会の皆様方に対しまして、丁寧な説明を行いながら、ご理解とご協力をいただき、令和7年7月の完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、「四国大学及び四国大学短期大学部との包括連携協定の締結」についてであります。

去る7月15日、吉野川市民プラザにおいて、松重 四国大学学長と大学関係者、私をはじめ市幹部職員出席のもと、包括連携協定を締結いたしました。

今後は、本協定をもとに、学生の皆さんの若い力や柔軟な発想をはじめ、大学の有する資源を存分に活かし、本市における様々な地域課題の解決や、活性化に向けた取り組みを進めるとともに、吉野川市を学生の皆さんの教育活動の実践の場として活用していただき、更なる成長に貢献できればと考えております。

なお、本協定による最初の取り組みといたしまして、去る8月17日、吉野川市民プラザにおいて、四国大学の先生方を講師とし、市内在住の小学生を対象とした光プログラミング教室と光工作教室を開催したところでございます。

参加者も約50人と大変好評であったことから、冬期休業等を利用した、同様のイベント開催を計画してまいりたいと考えております。

次に、「国勢調査の実施」についてであります。

本年10月1日を基準日として、全国で実施される国勢調査は、1920年に第1回調査が実施され、今回が21回目にあたり、100年目の節目を迎えることとなりました。

本調査は、5年に一度、日本に住むすべての人と世帯を対象に実施される、国の最も重要な統計調査であり、その調査結果につきましては、国や各地方自治体の行政施策の基本数値となるものです。

今回の調査では、新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大を防止し、市民の皆様と国勢調査員の安心・安全を確保するため、インターホンによる調査説明や聞き取り、郵便受けやドアポストへの調査票配付など、世帯の皆様と国勢調査員ができるだけ対面しない方法で調査活動を行うこととしております。

また、調査票の提出につきましては、インターネットでの回答や郵送での提出など、できる限り直接的な接触を避けた方法を推奨しております。

繰り返しになりますが、市民の皆様方にとっても、非常に重要な調査となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。
「子育て世代包括支援センターの設置」について申し上げます。

近年、少子化や核家族化、地域連帯意識の希薄化など、母子とその家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、育児不安を抱える方も増加しており、子育て支援の重要性がますます高まっております。

こうした中、本市では、妊娠から出産・子育て期までを切れ目なく支援するため、総合的な支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」を来年3月、市役所本館1階に設置することといたしました。

このセンターでは、母子健康手帳の交付や全ての妊婦との面談など、きめ細やかな相談・支援を行い、子育て世代の方々の安心感を創出してまいります。

また、関係機関が連携し、支援情報等を一元的に管理することで、包括的な支援を提供できる場として、さらに、市民の皆様が気軽に相談できる場としても活用いただけるものと考えております。

2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。

「喜来モデル集積所移転事業」について申し上げます。

本市では、缶、びん、ペットボトルなど再資源化が可能なゴミにつきましては、市内9カ所に設置しております「モデル集積所」へ市民の皆さんに持ち込んでいただくことで、資源ゴミとして回収し、リサイクルを行っております。

このうち、喜来モデル集積所は、主要幹線道路である「知恵島中須賀・中郷線（ちえじま・なかすか・なかごうせん）」に接していることや、周辺には民家も多いことなどから、資源ゴミを持ち込むのに便利である反面、幹線道路の通行量が多い上、駐車スペースが限られていることや、通学路でもあることなどから、交通事故の危険性が懸念されておりました。

また、運び込まれる資源ゴミの総量に対して、収容できるスペースが少ないことから、大型連休などの休み明けには、集積所周辺にゴミが散乱するなど、周辺住民の方々にご迷惑をおかけしている状況でもありました。

このため、こうした問題の解決策として、集積所の収容量を増やすとともに、交通安全の確保や周辺環境にも配慮するための方策を検討した結果、市役所敷地内へ移転することといたしました。

モデル集積所につきましては、分別した資源ゴミを昼夜を問わずいつでも持ち込むことができる便利な施設であるため、近年、収集量が増加する中、資源ゴミ以外のゴミの持ち込みや、分別方法などのマナーが問題となるケースも一部で見られました。

今後も、モデル集積所が市民の皆様にとって、便利で役に立つ施設として、安全に衛生的に利用できるよう、様々な啓発を行ってまいりますので、どうかご理解とご協力をお願い申し上げます。

3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。

「中山間地域交流拠点整備事業」について申し上げます。

美郷地域の旧・種野小学校を、様々な世代の方々が集い、市内外の人々と交流することができる、多目的交流拠点施設とするため、本年2月から改修工事を行ってまいりました。

改修工事につきましては、既存建物の構造把握等に不測の時間を要したため、当初計画からは若干遅れておりますが、9月末の竣工を予定しております。その後、備品搬入などを行い、令和3年度の早い時期でのオープンを目指しております。

施設の管理運営につきましては、民間事業者や美郷地域の方々の協力を得ながら、運営が軌道に乗るまでの間は、市直営で行うこととし、新時代のニーズに応じた交流拠点施設を創ってまいりたいと考えております。

4点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。

「コワーキング・シェアオフィス『k i - d a』運営事業」について申し上げます。

市民プラザ1階南側の一角に、コワーキング・シェアオフィス『k i - d a』を本年4月1日オープンする予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月24日まで休館とし、感染予防対策の徹底や営業時間短縮などの措置を講じた上で、5月25日からオープンしたところでございます。

このオフィスにつきましては、市ホームページや広報よしのがわ、SNS等を活用し、PRを行っているところでございます。

先週末時点の利用人数総数は348人で、会員登録者数は205人となっておりますが、利用者増加に向け、知名度を上げるためにも、あらゆる手段を通じて、引き続き積極的にPRしてまいりたいと考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、都市圏での企業誘致活動や、都市部企業と地元企業者との交流イベントの延期など、このオフィスを活用し予定をしておりました事業の一部が開催未定となっておりますので、今後は、オンラインによる企業誘致イベントの開催を検討するとともに、現状に適したイベントを実施することで、市内における起業・創業及び就労の機会の拡大や、地域経済の振興及び中心市街地の活性化に向けた取り組みなど、このオフィスの設置目的が達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

5点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。

「防災行政無線拡声子局（こきょく）デジタル化事業」について申し上げます。

平成17年の無線設備規則の改正により、現在、川島地区に整備しておりますアナログ方式の防災行政無線拡声子局（こきょく）につきましては、令和4年11月30日が使用期限とされております。

引き続き、防災行政無線として使用するために、デジタル方式の無線機を導入し、拡声子局（こきょく）のデジタル化を図ることといたしました。

これによりまして、市内全域、全ての子局（こきょく）のデジタル化が完了することとなり、子局（こきょく）から親局（おやきょく）設備への連絡通話ができるようになるなど、地域防災通信体制の強化を図ることができるものと考えております。

整備後につきましては、既に整備済みのデジタル拡声子局（こきょく）とともに、本市の防災力の向上のため、効果的に活用してまいりたいと考えております。

6点目は、「持続可能な地域づくりと市役所の変革」についてであります。

「住民票等コンビニ交付サービス導入事業」について申し上げます。

市民の皆様が様々な手続きで必要となる「住民票」や「印鑑証明書」などの各種証明書につきましては、現在、市役所の市民課窓口や各支所窓口、市役所に設置されている自動交付機で交付しておりますが、「市民の役に立つ市役所」づくりの一環として、コンビニエンスストアで証明書を取得することができる「コンビニ交付サービス」の来年秋の導入に向け、準備を進めることといたしました。

「コンビニ交付サービス」を利用する場合は、マイナンバーカードが必要となりますが、サービスが開始されますと、市役所や支所へ足を運ぶことなく、ご近所の、または全国のコンビニエンスストアで各種証明書を取得することが可能となり、市民の皆様の利便性の向上が図られることとなります。

また、同時に、市役所窓口の混雑の緩和、非対面による申請・交付が可能となることから、新型コロナウイルス感染拡大防止策としても有効であり、市民の皆様の安心・安全の確保に繋がるものと考えております。

「いつでも」・「どこでも」・「簡単に」、各種証明書の交付が可能となる「コンビニ交付サービス」は、マイナンバーカードを利用した安全で便利な新しいライフスタイルになるものと考えております。

また、マイナンバーカードは個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用することができるとともに、今後、その利用範囲が拡大され、様々な行政サービスを受けることができるためのICカードです。

今後も市民サービス向上のため、カードの利活用の拡大を検討するとともに、「誰もが使えるデジタル社会のパスポート」として、多くの市民の方々に活用していただけるよう、マイナンバーカードの取得や普及・利活用につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

「『新しい生活様式』に沿った市税・公共料金の納付方法の導入」
について申し上げます。

現在、固定資産税などの市税をはじめ、保育料や上下水道使用料などの公共料金につきましては、指定口座からの口座振替や、納税通知書による金融機関やコンビニエンスストアでの現金払い等で納付していただいておりますが、この度、新たな納付方法として、納税通知書に印字されたコンビニ収納用のバーコードを、スマートフォンのアプリで読み込み、銀行口座からの支払いや電子マネーにより支払いが可能となる「スマホ決済」を導入することといたしました。

スマホアプリと納税通知書さえあれば、「いつでも・どこでも支払いができる」新たな納付方法を導入することで、金融機関やコンビニエンスストア、市役所や支所の窓口に出向く必要がなく、現金を手取る必要もなくなります。

導入するスマホ決済は「Pay Pay」と「LINE Pay」の2種類を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現在、窓口の混雑解消など、感染症拡大防止にも繋がる有効な手段と考えており、今年度中に利用が開始できるよう、現在、準備を進めているところでございます。

しかしながら、市税等の納付に関しては、一方で納付書による市役所窓口での現金払いを希望する方もおいでますので、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、できるだけ現金に触れる機会を減少させるため、会計課窓口「自動釣り銭機」を併せて導入することといたしました。

「就職氷河期世代の職員採用」について申し上げます。

先の3月定例会において、就職氷河期世代の就労支援や本市の組織の活性化、年齢構成の是正を図るため、徳島県内では初めてとなる「就職氷河期世代」の方々を対象とした採用試験を実施することを申し上げたところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を受け、試験の実施時期の延期もございましたが、県内外から260名もの申し込みをいただき、6月には第1次試験を、7月から8月にかけて第2次試験を実施し、去る8月6日に合格者の発表及び採用内定を行ったところでございます。

内定者の内訳といたしましては、上級行政が5名、上級建築が2名、保育教諭が1名の計8名となっており、採用の時期につきましては、本年10月を予定とし、現在、採用に向けた手続きを進めているところでございます。

今回、採用内定となった方々は、当時の雇用環境が厳しく希望する就職ができなかったり、不安定な職に就いているなど、それぞれが様々な課題を持ちながら、その課題に対して前向きに取り組んでこられた方ばかりですので、これまで培った経験を活かすとともに、熱意と能力を存分に活かして活躍していただけることで、本市に貢献していただけるものと、期待しているところでございます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要をご説明いたします。

まず、報第12号「令和元年度・吉野川市・財政の健全化判断比率」及び報第13号「令和元年度・吉野川市・公営企業会計の資金不足比率」につきましては、

令和元年度決算に係る「実質赤字比率」、「実質公債費比率」など、4つの財政健全化判断比率、並びに、水道・下水道の企業会計決算に係る「資金不足比率」について、監査委員の意見を付して報告するものです。

次に、報第14号は、市有車両が関係する交通事故に関する和解についての専決処分の報告です。

次に、議第48号から議第51号までの4件は、令和元年度・吉野川市・一般会計及び、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各特別会計に係る歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第52号及び議第53号は、令和元年度の水道事業会計及び下水道事業会計の決算について、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第54号から議第57号までは「条例関係議案」です。

まず、議第54号「吉野川市・中山間地域交流拠点施設条例の制定」につきましては、

令和3年4月の供用開始に向け、美郷の旧・種野小学校において整備を進めております、中山間地域交流拠点施設の設置及び管理について、使用料その他の必要な事項を定めるものです。

次に、議第55号「吉野川市・職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」につきましては、

国家公務員及び徳島県職員について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員に係る特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本市職員の特殊勤務手当についても、国・県と同様の規定を整備するものです。

次に、議第56号「吉野川市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正」につきましては、

本年度末をもって阿北環境整備組合から脱退するのに伴い、浄化槽汚泥等の中央浄化センターにおける処理が開始されること、及び、同組合で行っていた浄化槽清掃業の許可に係る事務を本市で行うこととなるため、これらに関する手数料を定めるものです。

次に、議第57号「吉野川市・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」につきましては、

事業に係る設備及び運営に関する基準省令が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものです。

次に、議第58号から議第60号までは「補正予算関係議案」です。

まず、議第58号「一般会計・補正予算（第6号）」につきましては、

国から交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、

「公共空間安全安心確保事業」として 2億9,309万4千円

「高収益作物次期作応援事業」として 1,915万円

「住民票等コンビニ交付サービス導入事業」として
724万7千円

第4号補正予算で計上した「融資利用者応援給付金」の申請数が当初の想定より増加する見込みであることから、

「事業者応援事業」の追加分として 2,000万円

など、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を計上するとともに、

県の「とくしまゼロ作戦」県土強靱化推進事業費補助金を活用して、避難所の備蓄品の充実を図るため、

機械器具等購入費として 1,700万円

市が管理する道路の適正な維持修繕のため、

道路橋りょう維持費として 5,390万円

など、歳入・歳出それぞれ、6億5,058万5千円を追加し、補正後の予算総額を、258億3,589万円とするものです。

次に、議第59号「介護保険・特別会計・補正予算（第1号）」につきましては、

前年度実績の確定に伴う国庫補助金等の返還金などにより、6,724万7千円を追加するものです。

次に、議第60号「下水道事業会計・補正予算（第1号）」につきましては、人事異動に伴う人件費の調整などにより、資本的支出の予定額として、968万1千円を追加するものです。

次に、議第61号
「山瀬小学校屋内運動場改築工事・請負契約の締結」につきましては、

- ・ 契約金額「3億9,969万9,300円」、
- ・ 契約の相手方を「株式会社・三木組」

とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議第62号から議第82号まで、並びに、
諮第5号及び諮第6号については、
教育委員会（1名）・公平委員会（1名）・農業委員会（19名）
の各委員、並びに人権擁護委員（2名）が任期満了を迎えることに
伴い、議案書記載の各位を選任したいため、議会の同意又は意見を
求めるものでございます。

以上、概要を説明申し上げましたが、十分ご審議の上、原案どおり、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。